

■共通分（建設工事、建設コンサルタント業務等、物品調達、役務の提供等に申請を希望する方）

表中の「◎」は提出必須、「○」は該当する場合、「☆」は継続申請する方が前回と変更有る場合に必要書類になります。

※定期受付又は随時受付を問わず、令和5・6年度適用大仙市契約業者資格審査申請を行い、同名簿に登録されている方は「継続」の申請となります。

※役務の提供は登録については、大仙市入札参加資格審査申請と契約希望者資格審査申請の2つの登録方法があります。希望する申請方法を選んでください。申請に必要な書類は新規、継続によって異なります。

		大仙市入札参加資格審査（※入札にも参加意志のある方）								市の入札には参加を希望しない事業者（契約希望業者に登録後、途中で入札に参加を希望する場合は、入札参加資格審査の「新規」登録が必要。）			
		該当する方に申請											
No.	書類の名称	新規申請		(A) ①又は②該当者		(B) それ以外		新規		継続			
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人
1	財務諸表の写し	◎	—	◎	—	◎	—	◎	◎※2	—	◎	◎※2	—
2	申告書の写し	—	◎	—	◎	—	◎	—	◎	◎	—	◎	◎
3	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	◎	—	☆※1	—	◎	—	◎	◎	—	☆	◎	—
4	身分証明書	—	◎	—	☆※1	—	◎	—	◎	—	—	◎	☆
5	使用印鑑届兼委任状（市の様式「共通-1」）	◎	◎	現在提出している印鑑と変更があった場合に提出。				—	—	—	—	—	—
6	納税証明書												
	消費税及び地方消費税の納税証明書		◎	◎	省略可	省略可	◎	◎	—	—	—	—	—
	秋田県の納税証明書（ある場合）		◎	◎	省略可	省略可	○	○	—	—	—	—	—
7	課税及び納税状況に関する同意書（市の様式「共通-2」）		◎	◎	☆	☆	☆	☆	◎	◎	☆	◎	◎
	社会保険料納入確認書（市の様式「共通-3」）		◎	◎	契約時に確認するため、添付不要です。				必要に応じて、契約時に確認				
8	大仙市暴力団排除条例関係書類												
	暴力団排除に関する誓約書兼同意書（市の様式「共通-4」）		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
9	大仙市入札参加資格審査申請委任状（市の様式「共通-5」）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注意事項について

添付書類について

財務諸表・・・最新の財務諸表のうち、貸借対照表及び損益計算書。
 申告書の写し・・・最新の確定申告書等の写し及び収支内訳書の写し
 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）・・・発行から概ね3か月以内のもの。
 身分証明書・・・発行から概ね3か月以内のもの。
 消費税及び地方消費税の納税証明書・・・発行から概ね1ヵ月以内のもの。法人にあっては「その3の3」、個人事業主にあっては「その3の2」
 秋田県の納税証明書・・・発行から概ね1ヵ月以内のもの。課税がない場合には添付は不要です。
 課税及び納税状況に関する同意書・・・市の様式です。市税の滞納の有無に寄らず申請者に提出を依頼しているものです。新規の方でこの書類の提出を行わない方は、大仙市の法人課税分又は個人課税分の発行から概ね1ヵ月以内納税証明書を提出する必要があります。
 社会保険料納入確認書・・・発行から概ね1ヵ月以内のもので、未納の証明期間が2年間であること。納付書及び納入証明書は不可。
 暴力団排除に関する誓約書兼同意書・・・履歴事項全部証明書に記載している役員（監査役及び受任営業所等を置く場合は営業所長等を含む）

※1 「☆」は継続申請する方が前回と変更有る場合に提出が必要な書類となりますので、前回と変更がなければ省略可となります。

※2 契約希望資格審査に申請する方で、財務諸表がない任意団体の場合は、総会等の決算書の写し等に変えることができます。

※3 契約希望資格審査に申請する方で、商業登記簿謄本がない任意団体の場合は、任意団体の規則の写し等に変えることができます。

※4 行政書士に申請を依頼する場合は提出が必要になります。行政書士に依頼しない方は提出は不要です。

■個別分（建設工事、建設コンサルタント業務等、物品調達、役務の提供等に申請を希望する方）

表中の「◎」は提出必須、「○」は該当する場合、「☆」は前回との変更がある場合に必要な書類になります。ただし、工事などで許可種目が変わった場合などを除きます。

なお、複数の工種への登録を希望する場合には、申請する工種分の申請書類の添付が必要となります。

今回の申請では、秋田県に提出する「秋田県建設工事入札参加資格審査申請書」又は「秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書」の写しは**不要**となります。なお、大仙市建設業者等等級格付名簿を作成する場合には、秋田県の入札参加資格の対象外となった場合には市の同名簿の対象となりません。

【建設工事】

No.	書類の名称	大仙市入札参加資格			
		新規		継続	
		市内	市外	市内	市外
1	総合評定値通知書（写し）	◎ ※1	◎ ※1	◎ ※1	◎ ※1
2	工事経歴書(写し)	◎	—	—	—
3	建設業許可通知書	◎	◎	☆	☆
4	建設業許可申請関係書（写し）	◎ ※2	○ ※2	☆ ※2	☆ ※2
5	申請工種に水道施設工事を選択した場合				
	技術職員名簿(水道施設工事) (市の様式「工事-1」)	○	—	○	—

※1

有効な経営事項審査の総合評定値通知書（令和5年10月から令和6年9月までの審査基準日に係るもの）を提出してください。提出できない方については、添付は不要です。

※2

専任技術者一覧表（許可様式第一号別紙四）又は専任技術者証明書（許可様式第八号）を提出してください。
なお、従たる営業所に契約権限等を委任する場合は、委任先となる従たる営業所の建設業許可業種が確認できる部分のみ提出してください。
変更がない場合でも許可の期間等の更新があった場合には添付してください。

※建設工事に申請する方について、市内に営業所を置く者には、技術職員名簿（県様式の写し。市外に本社がある方で市内営業所に勤務する者にはマーカーした書類）の提出を4月以降に依頼いたしますので、ご了承願います。

【建設コンサルタント業務等】

No.	書類の名称	大仙市入札参加資格			
		新規		継続	
		市内	市外	市内	市外
1	営業に関し法律上必要とする登録の証明書	◎ ※3	◎ ※3	☆ ※3	☆ ※3

※3

申請する業務毎に、各法令等に基づく登録証明書を添付してください。
建築コンサル業務、環境調査業務（騒音、振動、大気又は水質調査部門）に申請する方で委任営業所等を設定する方は、**委任先の営業所等が申請する業務の登録証明書を有している必要があります。**
変更がない場合でも許可の期間等の更新があった場合には添付してください。
なお、測量など証明書ではなく通知書で発行されている場合は、証明書ではなく通知書を添付してください。

※建設コンサルタント業務等に申請する方には、「建設コンサルタント業務等実績調書（直前2年間分）」及び「建設コンサルタント業務等技術職員名簿」について、市様式による提出を4月以降に依頼しますので、ご了承願います。

建設工事及び建設コンサルタント業務等を選択する市内業者のみ提出対象となります。

継続申請の方は前回申請時の届出内容と変更がない場合には提出は不要です。

No.	書類の名称	大仙市入札参加資格	
		新規	継続
1	登記事項証明書(土地)	◎	☆
2	登記事項証明書(建物)	◎	☆
3	賃貸借契約書（土地、建物等）	○	☆
4	会議所または商工会の会員証明書	◎	☆
5	市内営業所等の写真	◎	☆

【物品調達】

No.	書類の名称	大仙市入札参加資格	
		新規	継続
1	秋田県入札参加資格審査申請書(写し) (物品調達、役務の提供等)	○ ※4	○ ※4
2	物品納入実績調書(直前2年間分) (市の様式「物品及び役務-1」)	○	○
3	代理又は特約を受けている会社一覧 (市の様式「物品及び役務-2」)	○ ※5	○ ※5

※4
共通分で(A)の②に該当するとして申請された方必須となります。
(B)で申請された方は添付不要です。
秋田県入札参加資格審査申請書の有効期間が申請日時点を満たすものであれば有効とします。
なお、秋田県入札参加資格審査申請の登録については、物品調達、役務の提供、情報セキュリティ系など有効期間がわかるものであればいずれか一つを添付してください。

※5
許可証や資格等がなく、該当するものがない場合は提出は不要です。

【役務の提供】

No.	書類の名称	大仙市入札参加資格	
		新規	継続
1	秋田県入札参加資格審査申請書(写し) (物品調達、役務の提供等)	○ ※4	○ ※4
2	役務等実績調書(直前2年間) (市の様式「物品及び役務-1」)	◎ ※6	◎ ※6
3	許認可登録一覧 (市の様式「物品及び役務-2」)	○ ※5	○ ※5
4	技術者経歴書 (市の様式「物品及び役務-2」)	○ ※5	○ ※5
5	機械設備等調書 (市の様式「物品及び役務-3」)	○ ※7	○ ※7

※6
過去2年以内に登録を希望する業種の実績がない場合は申請することはできません。

※7
印刷の請負を選択する場合は添付が必要となります。なお、機械設備を持っていない場合は登録することはできません。

【契約業者資格審査】

No.	書類の名称	契約希望資格審査	
		新規	継続
1	役務等実績調書(直前2年間) (市の様式「物品及び役務-1」)	◎ ※6	◎ ※6
2	許認可登録一覧 (市の様式「物品及び役務-2」)	○ ※5	○ ※5
3	技術者経歴書 (市の様式「物品及び役務-2」)	○ ※5	○ ※5
4	機械設備等調書 (市の様式「物品及び役務-3」)	○ ※7	○ ※7

※6
過去2年以内に登録を希望する業種の実績がない場合は申請することはできません。

※7
印刷の請負を選択する場合は添付が必要となります。なお、機械設備を持っていない場合は登録することはできません。